

第4号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和5年11月16日

島田市長 染谷絹代

市町村名 (市町村コード)	島田市 (22209)
地域名 (地域内農業集落名)	初倉地域 旧初倉村(吹木・中講・本村・原の平・下湯日・沼伏・色尾西・色尾東・旧初上・旧初下・谷口上・谷口下・大柳上・大柳下・中河・井口上・井口下・南原・岡田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年4月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地域は市の南部にあり、平坦な水田地帯と牧之原台地が広がる農業の盛んな地域であり、茶業の他、水稻とレタスの複合経営や、花卉などの施設園芸、畜産など、多様な農業が展開されている。
初倉地域の人・農地プランにおけるアンケート調査では、規模拡大又は現状維持を志向している農業者が57%あり、全体としては今後も農業経営を継続していく意思がある農業者が多い。
しかしながら、長引く茶業の不況や農業資材等の高騰による経営の悪化などにより、将来への不安が増しており、農業所得の向上、農地の分散錯置解消による集積・集約化と担い手の更なる確保育成が課題となっている。
【地域の基礎的データ】農業者(50a以上)394件、中心経営体161件(うち法人2件)
主な作物:茶、水稻、レタス、イチゴ、トマト、花卉、畜産、キウイフルーツ、自然薯等

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

牧之原台地周辺区域では、県内でも有数の茶生育の早場所である長所を活かした茶業経営を確立していくとともに、茶を中心として、レタスなどの野菜やキウイフルーツ、自然薯などとの複合化による経営の安定を図っていく。
水田地帯では、平坦で広くまとまっている長所を活かし、水稻とレタス栽培の複合経営や、花卉、野菜などの施設栽培農業の拡充を目指していく。
また、地域内の認定農業者や法人及び認定新規就農者などを中心に、農地の集積・集約化を進め、経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。特に茶農協においては、組織内での農地の集積・集約化を進め、組織を中心とした茶業を展開していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	910.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	800.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

牧之原台地の茶園基盤整備について、担い手への農地集積・集約化を進めるため、地域の話し合いを積極的に行い、茶農協経営が安定するよう取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

- ・認定農業者や新規就農者、その他農業を担う者を確保していくため、JAや県などの関係機関と連携して経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。
- ・農地集積や基盤整備、茶工場組織など、地域農業の将来について、茶農協内や集落での話し合いを行っていく。
- ・援農の企画やイベントを開催するとともに、地域農業の情報発信をSNSなどにより行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

水稻栽培や茶園管理に係る作業について、受託組織の育成を図るとともに、その受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、荒廃農地の発生を未然に防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやカモシカなどによる被害を拡大しないよう、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害情報を逐次提供し、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。また、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。

⑧⑨ハウスなどの施設整備を拡大するとともに、複合経営を推進し、所得の向上を図っていく。